

**ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業 Q&A** (令和4年1月12日現在)  
**現在調整中・検討中の内容が含まれますので、今後 Q&A についても内容を変更とする可能性があることにご留意ください。**

	質問	回答
<b>【申請について】</b>		
1	どのような学校が申請できるのか。	メニューごとに異なり、申請対象の詳細は以下のとおりです。 (メニュー1) オンライン診療に資する教育を行う医学部医学科、オンライン服薬指導に資する教育を行う薬剤師養成課程を置く薬学部薬学科 (メニュー2) 医学部医学科、歯学部歯学科、薬剤師養成課程を置く薬学部薬学科、文部科学大臣が指定する看護師学校を持つ大学等の養成課程
2	複数のメニューに応募することは可能か。また、複数の学部学科単位で申請することは可能か。	いずれも可能です。本事業は各養成課程を対象として募集するものであるため、大学として同職種の養成課程の学部学科を複数置く場合であっても、各学部学科単位で申請を検討することが可能です。ただし、提出は大学において取りまとめの上、御提出ください。 なお、「看護師学校をもつ教育課程」とは、文部科学大臣が指定する大学の学部学科等(短期大学や専修学校を含む)となります。一つの教育課程の中で必修や選択としている保健師学校や助産師学校も含めた構想としていただいて構いません。 また、教育課程が異なっている大学院・専攻科・別科の保健師学校や助産師学校に一部使用する構想があっても構いません。 ただし、申請は大学毎となりますため、附属の短期大学部や専修学校についての構想をされる場合は大学でまとめて申請をお願いします(大学附属でない短期大学は、短期大学として申請してください)。
3	メニュー1について、これから実施する大学は申請できないのか。	メニュー1については、地域の模範となる取組を選定し支援することを想定しておりますので、これから実施する大学でも申請はできますが、審査の中で実績等についても確認することを予定しております。
4	メニュー2 Aについて、デジタル関係機器の対象はどのようなものを想定しているのか。	メニュー2 Aについては、教育DXを活用して実習等を高度化することを目的としておりますので、実習等実技を行う上で効果を発揮する機器であることが必要ですが、それを踏まえたものであれば各大学の状況に合わせた機器を整備する計画で構いません。
5	メニュー2 Bにある感染対策検査機器を申請する場合の要件は何か。	メニュー2 Bについては、地域の拠点として申請大学だけでなく、隣接する他の自治体に所在する大学等の学生に対しても検査等を行うなど、一定程度の社会貢献が求められます。例えば近隣の大学生等への支援を行った実績が必要となります。 なお、メニュー2 Bに応募する場合において、メニュー2 Aについても

		申請することは可能です。
6	計画書の「事業推進責任者」を学長とすることはできるのか。	事業推進責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。
7	計画書の「事業推進責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。	事業推進責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。
8	計画書の「事業推進責任者」は途中で交代することは可能か。	引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。
9	計画書の「担当者」の所属に指定はあるか。	申請大学の職員であれば、学部、病院、その他、どの部署の所属でも構いませんが、事業としては学部とその他事業に携わる部署の協力のもと計画・申請するとともに、事業について全体を把握している担当者を記載してください。
10	他の補助金にも申請する予定であるが、本公募テーマへの申請が制限されるのか。	他の補助事業への申請によって、本事業への申請が制限されることはありません。 ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。
11	過去に「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム(大学改革推進等補助金等)」等で選定された補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。	同一又は類似の取組を申請することはできませんが、本事業の趣旨・目的等を踏まえ、取組内容を更に発展・充実させ、新たな教育プログラムを構築する事業であれば申請可能です。
12	連携する大学に補助金を配分することはできるのか。	本事業において、他大学に補助金を配分することはできませんが、他大学等からの情報収集、事業によって得られた知見やノウハウを共有していただくことは可能です。
13	分野ごとに上限額が異なるのはなぜか。	本事業のメニュー 2 A では、各分野において実習を行うとした場合に必要となる機器の種類等が異なることにかんがみ、異なる申請上限額を設定しております。なお、メニュー A においては、医学部・薬学部ともに遠隔システム等を活用した教育となると思われるため、同額の上限額となっています。
14	メニュー 2 B 上限額が大きいのはなぜか。	メニュー 2 B においては、実施しようとする近隣都道府県の大学の学生や住民等への PCR 検査の規模を勘案し、必要となる機器等を申請してもらうことを想定しています。このため、大規模な教育プランの場合には上限額一杯の申請になるものと考えています。
<b>【教育プログラムについて】</b>		
1	対象となる取組はどのようなものを想定しているのか。	<b>【メニュー 1】</b> オンライン診療やオンライン服薬指導をはじめとする、遠隔医療に関する教育内容を新たに開始または充実させるための取組を支援する

		<p>ものです。</p> <p>【メニュー 2 A】</p> <p>コロナ下において臨床実習等の実施が困難となっている中で、教育DXを活用することにより、不足する実習時間を補う以上の効果を与える授業を組み込んだ教育プログラムの開発を行う取組を支援するものです。</p> <p>【メニュー 2 B】</p> <p>コロナ下において臨床実習等の実施が困難となっている中で、感染対策検査機器を用いて、他の大学等も含めた多くの学生・教職員の検査等を実施し、実習の実質化を図る取組を支援するものです。</p>
2	いつまでに教育プランを開始する必要があるのか。	本事業により設置される教育プランは、少なくとも令和3年度中、一部実施(試行)できるように計画し、令和4年度には申請したメニューに応じた養成課程の学生を対象とした教育を開始してください。
3	教育プランにおいて、学位の授与を求めめるのか。	学位の授与は必須としていません。
4	教育プランの開発では、どこまで行う必要があるのか。	<p>本事業で行う教育プランの開発では単位数や時間数の下限は設定いたしません。新たな必修科目を設けること又は、既存の科目の内容を見直し、教育プランの内容を発展的に改編することを想定しています。</p> <p>保健師助産師看護師の養成においては、必修科目や教養以外の選択科目の教育内容の変更には、事前に学則（教育課程）の変更承認申請が必要となります。このほどの事業は令和3年度からの教育の充実に対する支援であるため、令和3年度の教育については変更承認申請に該当しない範囲及び教育の代替として教育の充実を計画下さい。なお、実習の充実として、臨地実習に代える教育として学内でのシミュレーション教育を取り入れることを恒常化することは、現在認められていません。（令和3年5月14日事務連絡における臨地実習の実習施設の確保が困難な場合の措置（学内での演習あるいは学内実習）は、特例的な措置であり、通知が取り消された後、通常臨地実習（※）を実施していただく必要があります。</p> <p>※保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める臨地実習に該当する臨地実習を指す。）</p>
5	既に実施している教育プログラム・コースを改編する場合は対象となるのか。	既に実施している教育プログラム・コースを大幅に発展的改編又は拡充させる場合は、本事業の対象となります。

6	実践的な教育プランの具体的なイメージはどのようなものか。	例として、以下のように医療用シミュレータ等を用いたシナリオトレーニングを想定していますが、各大学の実情に応じてご検討してください。 (医学、歯学) デジタル機器を活用した臨床実習に匹敵する、より実践的な演習や、臨床実習参加前の学生の診療能力を測るプラン等が考えられますが、いずれにせよ教育を高度化する観点で構想を御検討ください。 (薬学、看護) 臨地での実習時間が減ることの代替としての活用に加え、機器を整備することによってどのように教育を高度化するのかの観点で構想をご検討ください。
7	現職の医療従事者を対象としてもよいのか。	本事業は主に学部段階の教育内容の充実を目的とするため、現職の医療従事者を対象とすることは想定していませんが、本事業の取組を医療従事者まで広げることは問題ありません。なお、医療従事者を対象にした取組は評価の加点対象になりません。
8	メニュー2のAにおいて、感染症対策機器を活用した教育プランを開発することは可能か。	大学が計画する教育の高度化に向けた教育プランに適合するものであれば可能である。なお、この場合には、メニュー2のBで必須となる地域貢献を求めるものではありません。
<b>【補助期間について】</b>		
1	本事業は令和3年度補正予算のみの事業か。今後改めて予算計上はあるか。	令和3年度限りの事業です。令和4年度の予算には計上していません。また、令和5年度以降の取扱いについては、現時点では未定です。
2	予算の繰越は可能か。	事情がある場合には、繰越可能とする方向で調整中です。
3	補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。	本事業は、取組のスタートアップとして必要な経費を支援することを目的としております。そのため、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していただくことが補助の条件となります。各大学は、補助期間終了後の継続性について十分に検討した上で申請してください。
4	令和4年度への繰越が認められた場合、各大学が個別に繰越のための手続きを行う必要があるか。	令和4年度への繰越手続きにあたっては、各大学から個別の繰越事由を求めず、文部科学省において手続きを行います。
5	計画書の「2.(3)教育内容」及び「3. 教育設備整備等の計画」については、令和3年度分の計画のみを記載するのか。それとも令和4年度分の計画も含めて記載すべきか。	本事業は令和3年度第1次補正予算による事業のため、原則として令和3年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和3年度内に完了しない場合には、令和4年度に実施予定の計画も含めた形で、計画書「2.(3)教育内容」及び「3. 教育設備整備等の計画」を作成してください。 なお、上記 No.3 の回答のとおり、文部科学省において令和3年度予算の繰越手続きを行うことを予定しています。

【教育設備整備等の計画について】

1	申請に当たり、補助上限額まで計上しなければならないのか。	補助期間の計画策定に当たり、予算を計上する際には、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助上限額の範囲内で必要な金額を計上してください（あくまで上限額を示しているだけであり、計画される事業に比して過大な金額とならないよう検討の上計上してください）。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美、過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください。
2	補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。	補助事業の開始（補助金交付内定）後となります。
3	選定された場合、交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるのか。	交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。
4	物品費以外の経費として支出することは可能か。	本事業は設備整備支援を目的とするため、設備備品費（据付等に要する経費含む）及び導入した設備備品を活用するために必要最低限の消耗品費を中心に考えていますが、人件費にあっては、実習等に資する最新機器の活用に関し意見をもらうための外部講師等への謝金にのみ支出することを認めています。
5	施設の改修を行うことは可能か。	建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費に使用することはできません。ただし、本補助事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については使用できます。
6	経費の使用で注意すべきことはあるか。	<p>本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。また、本事業が教育環境の整備という観点から、実習等で必要となる機器の購入を主眼に据えており、教育プログラムを運営するための指導教員等の雇用経費や、購入する機器に係る経費に比して、必要以上に過大な量の検査試薬等消耗品の購入に使用することはできません。不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。</p> <p>例えば、以下のようなものは本補助金で使用するべきではないと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学内の規程等に基づいていないもの（本事業のみ特別な扱い</li> </ul>

		<p>をすることは認められません)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレビゲーム機、キッチン用品（電子レンジ、冷蔵庫、食器棚）、スポーツ用品等、娯楽目的と疑われる物品の購入。</li> <li>○ パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入</li> <li>○ 本事業と関係のない他の用途への使用も兼ねた物品(本事業専用でない物品)の購入</li> </ul>
7	No.11 関連 「本補助事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費」とは具体的にどの程度か。	<p>①設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、 ②設備備品を設置し、調整するために必要な経費、 ③設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費等を想定しています。</p>
8	補助率は何割か。	国公私問わず、10/10 の定額です。
9	他の大学改革推進等補助金における取扱要項において、設備備品費は補助対象経費の70%を超えないように記載があるが、本事業においても該当するか。	本事業においては該当しません。極論すれば、設備備品費として100%計上することも可能です。
10	設備を購入せず、ライセンス契約、リース契約、保守契約等は可能なのか。 ※12/28 追記	本事業では機器の購入による整備を中心とした事業であり、ライセンス契約等は該当しません。 なお、購入した設備を使用するためのアカウントのライセンス契約等については、補助期間中にかかる経費について対象となります。
11	業者選定の際、相見積もりが必要か。	本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学の規程に従い、適切な取扱を行うようにしてください（規程の新設・拡大解釈等により、本事業のみ特別の取扱とすることは認められません）。 なお、本補助金は、適正化法等が適用されるため、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）などにより、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用してください。
12	例えばメニュー2のAにおいて医学部として申請する場合、購入した機器を他学部の実習等で活用してもよいか。	原則として当該学部の実習の高度化のために使用することを想定としているため共用を前提とした購入は好ましくありませんが、事業の趣旨の範囲内で他学部の実習のために使用することは妨げません。
13	別添「実習のための設備備品整備状況」の記載について、整備状況はいつまでさかのぼって記載すべきか。 ※1/11 追記	現在整備・使用されているものを記載いただきたいのですが、20年よりも前に整備されたものについては記載いただかなくても結構です。 (計画書提出時点から21年以上前に整備されたものは記載しなくてよいという趣旨でございます。)
14	ソフトウェア等DX教育の実施に関するシステムの導入経費として使用することは可能か。 ※12/28 追記	整備備品費としてソフトウェア等の導入経費を計上することは可能です。ただし、活用するための維持費等の諸経費は事業実施期間内でのみの支出となるため、事業継続の可能性を踏まえて御検討願います。

15	<p>上限額を超えて設備備品を購入して事業を行うことは可能か。</p> <p>※12/28 追記</p>	<p>補助上限額を超えた分は自己収入より支出が求められますが、計画上での計上は可能ですが、様式には積算内訳内に内いくらが自己負担が分かるよう記載願います。</p> <p>なお、選定された場合、補助総額（補助額+自己収入経費）に対する執行額で返納金が生じるため、過大に積算した場合は返納が生じる可能性があることに御留意願います。</p>
<b>【審査の観点】</b>		
1	「〇〇の取組」に関して、実施していることが求められるのか。	あくまで教育改革の取組を評価するための確認であり一例として記載したのですが、より積極的に教育改革に取り組む大学に対して支援することとしております。
2	「開発した教育プラン等を普及させるための取組（情報発信等）が計画されており、効果が期待できるか。」に関して、どのような取組を想定しているのか。	一例として、他大学の学生や地域の医療従事者等を対象とした研修会やシンポジウムの実施があげられますが、各大学の実情に応じてご検討してください。
3	「感染症医療人材養成事業」や「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」で選定されていた場合は、本事業で採択されないのか。	本事業は実習を高度化することによる教育内容の充実を目的に設備整備の支援を行うものでありますが、昨年度実施された「感染症医療人材養成事業」等と内容が酷似する場合には、採択されない可能性があります。いずれにせよ、本事業がDX機器等の活用による臨床実習の実質化を図るという趣旨にかんがみ、他の事業で整備されるものとの相違に留意願います。
4	メニュー2のBにおいて、地域への貢献とはどのようなことを指すか。	申請大学が近隣都道府県の大学の学生や住民等へのPCR検査を積極的に引き受けるなど、広域の地域医療拠点として感染対策に向けた取り組みが行われることを想定しています。
5	複数の分野において申請した場合、一部の分野のみ評価が悪いとすると、他の分野の申請も不採択となるのか。	本事業の公募においては、分野ごとに独立した取組として申請が行われたものとして審査することとしておりますので、一部分野が不採択でも、他の分野では採択となることはあり得ます。
<b>【その他】</b>		
1	補助対象校となった場合、交付内定・交付決定の際に、業者からの見積書類の添付は必要か。また、必要であった場合、原本証明の押印は必要か。	業者からの見積書類の添付は不要です。